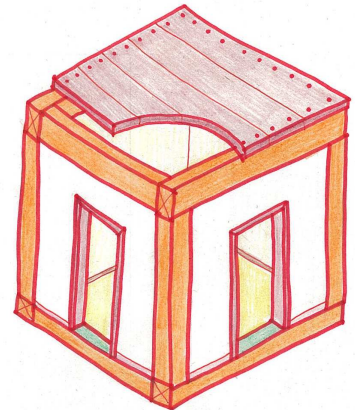


住宅に耐震シェルター

を設置される方は

事前に申請すると

最大 **60万円** もらえます

注) 昭和56年5月以前に着工された木造住宅に限る

目的

木造住宅の最低限の安全性の確保を図るため、旧基準木造住宅について耐震化・減災化を促進する事業を実施する方に対して、補助するためです。

対象住宅

一戸建て住宅、長屋、共同住宅 又は 併用住宅（住宅部分が全体の2分の1以上のもの）で、西尾市が実施する無料の耐震診断の判定値が0.7未満の住宅

整備工事費の **3分の2** の額を限度に、1戸につき **60万円** を補助します

対象工事

住宅内の一部に耐震シェルターを整備する工事
注) 複数の補助は受けることは出来ません。

No.	補助対象のシェルター名	会社名
1	耐震シェルター「安全ボックス」	株式会社アップルホーム
2	木造軸組耐震シェルター「剛建」	有限会社宮田鉄工
3	耐震TBシェルター「鋼耐震」	株式会社東武防災建設
4	耐震シェルター レスキュールーム	有限会社ヤマニヤマショウ
5	木質耐震シェルター	株式会社一条工務店
6	シェル太くん工法	株式会社ヤマヒサ
7	シェルキューブ	株式会社デリス建築研究所
8	耐震シェルター『ハイルナー®』	株式会社スリー・ユー
9	耐震シェルター耐震和空間	株式会社ニッケン鋼業
10	シェルターユニットバス (UB)	J建築システム株式会社

お問い合わせ先 ☎ 0563-65-2381 西尾市役所 建設部 建築課

手続きの流れ

●業者と契約前であること

申請者	市	確認事項	
1 交付申請	→	1 補助金交付申請書（様式第1）	申請者は工事の契約者と同一人物であること
		2.耐震診断結果報告書の写し	「表紙、第1面から第5面、平面図、建物全景写真」の写し（原本を添付しない） ※紛失した場合、申請書裏面（証明願）に記名・押印
		3.概要書（様式第8）	HPから取得可
		4.補助金算定書	（様式は任意）HPを参考
		5.案内図	住宅地図、インターネットの地図など
		6.平面図	設置前後の対比、設置方法の記載がされているもの
		7.パンフレット等の写し	設置する耐震シェルターを確認できるもの
		8.工事見積書の写し	補助対象部分とその他の部分を分けたもの、申請者宛施工業者の記名・押印、見積年月日、施工場所が必要
		9.整備場所の写真	設置場所がわかるもの
		10.納税証明書（完納）	住所地で発行されるもの、3ヶ月以内 西尾市は市役所2階の収納課で取得（200円/枚）
契約、着手 工事完了 ←	2 交付決定	交付申請前に <u>契約や工事着手</u> した場合は、補助金は受けられません	
3 完了報告 4 補助金の請求	→	1.完了実績報告書（様式6）	完了から 30日以内 （又は3月末日のいずれか早い日まで）に提出 ※申請時と同じ認印を使用
		2.工事請負契約書の写し	金額が申請時と異なる場合、変更後の見積書も添付
		3.工事完了後の写真	申請時と同方向で撮影、工事中も必要
		4.請求書又は領収書の写し	工事請負契約業者の発行したもの、業者の記名・押印
		5.補助金支払請求書	口座名義は、申請者と同一人物であること
	← 5 完了審査	必要に応じて現地調査を行います	
	← 6 補助金の支払	指定された口座に約1ヶ月で振り込みます	



補助金で
かしこくお得に
震サイ対策！！

